（２）金銭（品）強要，窃盗・万引きの指導に生かす

金品強要は，力関係の優位を利用して相手に脅威をあたえ，金銭や品物などを強要する行為である。このような行為は集団によって行われることが多く，罪の意識が薄くなり，何度も繰り返したり，金額が大きくなったりするなど，エスカレートしていく場合もある。また，集団の力で威圧したり，いろいろな口実を用いたりして巧妙な手口で行われるようになってきている。

窃盗・万引きは，他人の財産権を侵害する行為である。自転車盗や万引きなどは，初発型非行と呼ばれ，罪の意識が薄く，児童生徒の非行の中で数も多い。また，このことがきっかけとなり深刻な問題行動に至る場合も多く見られる。

初発型非行に対しては，家庭と協力し，看過できない犯罪行為であることを認識させるなど予防的な指導が重要である。また，持ち物や金銭を安易に貸し借りしないこと，不要な金品を持ち歩かないことなどを指導したり，日常的に，児童生徒の状況や人間関係などの小さな変化を見逃さないようにしたりするなどきめ細かい指導が大切である。

しかしながら，罪の意識が薄く，規範意識や自律心が十分育っていないこともあり，誘惑に負けてしまったり問題行動を繰り返したりすることもある。

そこで，道徳の時間では，行ってよいことと悪いことが区別できるよう判断力を養うとともに，正しいことは勇気をもって行い，正しくないことは勇気をもってやめる態度を育てること，自律の精神を重んじるとともに，自分の責任をふまえた行動についての理解を深めること，社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観を育成し，遵法の精神を養っていくことなどが大切である。

その際，児童生徒自らが自分自身への問いかけを深めていくようにすることが大切であり，家庭や地域と連携して，保護者参加型の授業を工夫したり，ゲストティーチャーを招いたりするなど，大人のネットワークを生かして健全な社会正義の存在を示しながら指導することも効果的である。